

⚠️ 注意点 ⚠️

01 補助金で復旧した建物・設備は、保険・共済への加入が求められます。

- ✓ 自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済に加入する必要があります。地震保険でなくても結構です。
- ✓ 必要な付保割合は、以下のとおりです。
 - 小規模企業者等：30%以上（推奨）加入の代わりにBCP策定等でも可
 - 中小企業者等：30%以上（必須）（県指定の簡易様式あり）
 - 中堅企業等以上：40%以上（必須）
- ✓ 加入する保険の種類について、下記のいずれか
 - 新価（再調達価格）型：同等のものを新たに建築・購入するのに必要な金額を対象
 - 連動（比例）型：損害額に応じた保険金を支払い
 - 定額（限度額設定）型：実際の損害額とは無関係に、契約時に取り決めた金額を保険金として支払

※時価型（同等のものを新たに建築・購入するのに必要な金額から「経過年数による価値の減少と使用による消耗分」を差し引いた金額を対象とする保険）は、付保割合を保証できず、不可

02 申請代行で法外な手数料を求める悪質な業者に十分に注意してください。

- ✓ 申請をお考えの方は、まずは、公的機関(県が設置する相談窓口や商工会・商工会議所等)などにご相談ください。

03 県からの補助金の支払いは、復旧が全て完了(支払いまで完了)してからになります。

04 実施済みの復旧も遡って補助対象になるので、被災時の写真や見積書の保管をお願いします。

4 / 1 から、随時申請受付中です。既に復旧工事に着手されている方は早めのご申請をお願いいたします。